

資料編



市立図書館

資料編

1 第2期越谷市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(平成27年4月24日市長決裁)

(設置)

第1条 第2期越谷市教育振興基本計画(以下「計画」という。)を策定するため、第2期越谷市教育振興基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 策定委員会は、教育委員会や審議会等に提示する計画案等を決定する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、教育総務部長をもって充て、副委員長は、学校教育部長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員長、副委員長及び委員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、策定委員会を総括し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(検討部会)

第7条 計画の策定に関する調査・研究、素案及び最終案の検討等を行わせるため、第2期越谷市教育振興基本計画策定検討部会を設置する。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか策定委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月24日から施行する。

別表(第3条関係)

職 名
企画部長
協働安全部長
福祉部長
子ども家庭部長
保健医療部長
環境経済部長
教育総務部長
学校教育部長

2 第2期越谷市教育振興基本計画策定検討部会設置要綱

(平成27年4月24日市長決裁)

(設置)

第1条 第2期越谷市教育振興基本計画策定委員会設置要綱第7条の規定に基づき、第2期越谷市教育振興基本計画策定検討部会(以下「検討部会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 検討部会は、第2期越谷市教育振興基本計画(以下「計画」という。)の策定に関する調査・研究、素案及び最終案の検討等に関する事項を所管する。

(組織)

第3条 検討部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

- 2 部会長は、教育総務課長をもって充て、副部会長は、学校管理課長をもって充てる。
- 3 部会員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(任期)

第4条 部会長、副部会長及び部会員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会長は、検討部会を総括し、会議の議長となる。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討部会の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか検討部会に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月24日から施行する。

別表 (第3条関係)

職 名	
企画課長	情報統計課長
市民活動支援課長	障害福祉課長
子育て支援課長	子ども育成課長
青少年課長	市民健康課長
環境政策課長	教育総務課長
生涯学習課長	公民館長の代表者
科学技術体験センター所長	スポーツ振興課長
図書館長	学校管理課長
学務課長	指導課長
給食課長	教育センター所長

3 第2期越谷市教育振興基本計画策定委員会名簿

No	所属職名	氏名	備考
1	企画部長	立澤 悟	
2	協働安全部長	荒井 隆之	
3	福祉部長	鈴木 俊昭	
4	子ども家庭部長	斉藤 美子	
5	保健医療部長	大武 孝夫	
6	環境経済部長	長柄 幸聖	
7	教育総務部長	横川 清	委員長
8	学校教育部長	野口 久男	副委員長

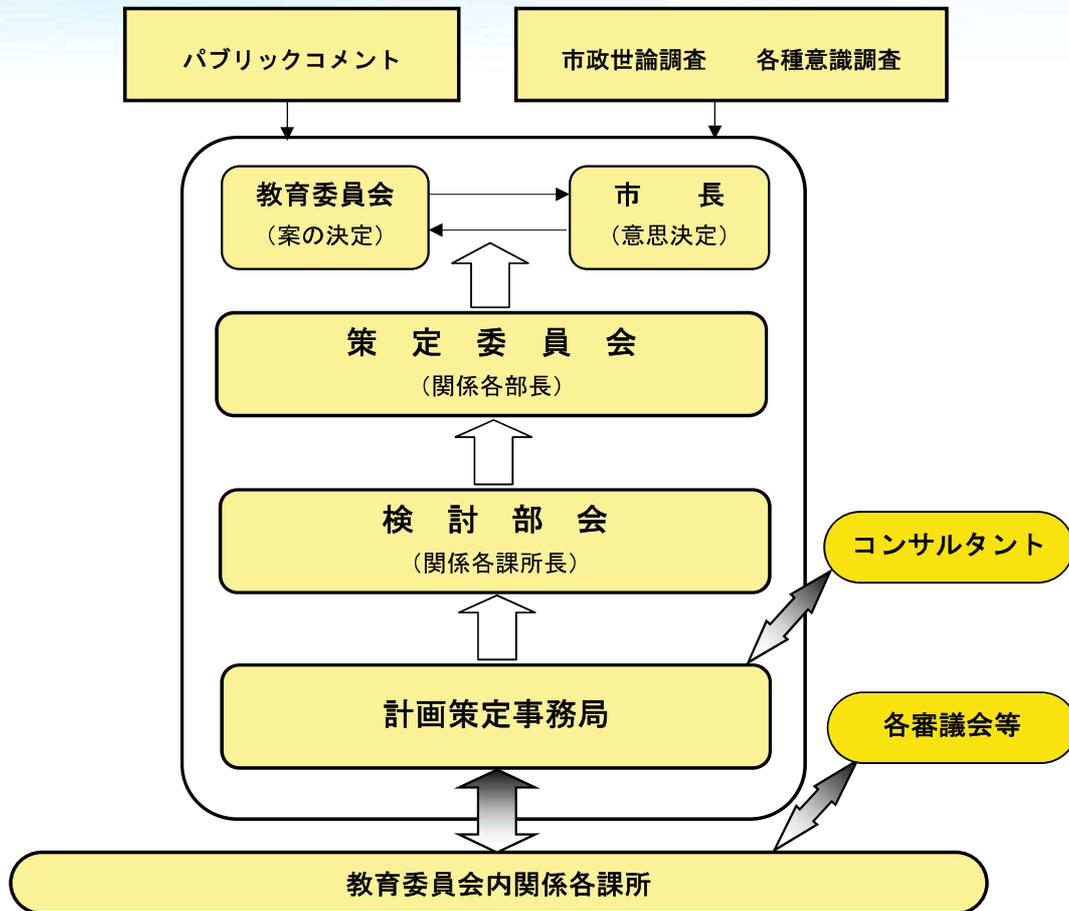
4 第2期越谷市教育振興基本計画策定検討部会名簿

No	所属職名	氏名	備考
1	企画部副参事(兼)企画課長	佐々木 清	
2	企画部情報統計課長	高橋 明雄	
3	協働安全部参事(兼)市民活動支援課長	高橋 利正	
4	福祉部障害福祉課長	山元 雄二	
5	子ども家庭部子育て支援課長	高橋 成人	
6	子ども家庭部副部長(兼)子ども育成課長	渡邊 浩秀	
7	子ども家庭部青少年課長	石川 実	
8	保健医療部市民健康課長	藤城 浩幸	
9	環境経済部副部長(兼)環境政策課長	鈴木 正明	
10	教育総務部教育総務課長	山梨 一弘	部会長
11	教育総務部生涯学習課長	福田 博	
12	教育総務部生涯学習課科学技術体験センター所長	小林 中子	
13	教育総務部副部長(兼)スポーツ振興課長	植田 春夫	
14	教育総務部副参事(兼)図書館長	小林 彰博	
15	教育総務部生涯学習課蒲生公民館長	永山 毅	
16	学校教育部参事(兼)学校管理課長	日下部 行雄	副部会長
17	学校教育部副参事(兼)学務課長	上野 高弘	
18	学校教育部指導課長	瀧田 優	
19	学校教育部副参事(兼)給食課長	川村 明	
20	学校教育部教育センター所長	小林 俊夫	

5 第2期越谷市教育振興基本計画策定事務局名簿

No.	所属職名	氏名	備考
1	教育総務部教育総務課長	山梨一弘	事務局長
2	教育総務部教育総務課副課長	中村則行	事務局次長
3	教育総務部教育総務課主幹	南澤明英	
4	教育総務部教育総務課主幹	並木智史	
5	教育総務部教育総務課主事	宮崎雄輔	
6	教育総務部生涯学習課副課長	木村和明	
7	教育総務部生涯学習課科学技術体験センター主査	柴山こずえ	
8	教育総務部スポーツ振興課主幹(統括)	鈴木等	
9	教育総務部図書館調整幹	横山みどり	
10	学校教育部学校管理課副課長	齋藤道雄	
11	学校教育部学務課主幹	岡田益史	
12	学校教育部指導課調整幹	中台正弘	
13	学校教育部給食課副課長	会田芳子	
14	学校教育部教育センター調整幹	石山秀樹	

6 策定体制



(1) 市長

本計画は、教育基本法の規定により、策定主体は地方公共団体と示されていることから、教育委員会で決定した計画最終案について意思決定します。

(2) 教育委員会

策定基本方針、素案および最終案について審議・決定します。

(3) 策定委員会の設置

本市の教育の振興に関する施策の方向性等について総合調整を図り、教育委員会や審議会等に提示する計画案等を決定します。

(4) 検討部会の設置

計画策定に関する調査・研究、素案および最終案の検討等を行います。

(5) 計画策定事務局の設置

計画策定に関する進行管理、コンサルタントとの連絡調整等を担当します。

(6) 教育委員会各課所

調書作成やヒアリング等に応じるほか、各課所長は、各課所の原案作成等において、課所内会議を開催するなど、職員の計画への意見・提案を吸い上げ、これを各課所所管の原案に反映させます。

7 策定経過

時期	事項	内容
平成27年 1月	市長と教育委員との意見交換 (H 27.1.8)	テーマ「教育委員会制度改革について」 ・制度改革に伴い、市長が定めることとなった「教育に関する大綱」の策定についても含めて意見交換を実施
3月	定例教育委員会会議 (H 27.3.26)	・「第2期越谷市教育振興基本計画策定基本方針(案)」について協議
4月	第1回総合教育会議 (H 27.4.10)	・市長が定める「教育に関する大綱」の位置付けについて協議し、教育振興基本計画をもって大綱とすることを決定
	政策会議 (H 27.4.17)	・「第2期越谷市教育振興基本計画策定基本方針(案)」について協議
	市長決裁 (H 27.4.23)	・「第2期越谷市教育振興基本計画策定基本方針」の決定
5月	第1回計画策定委員会・ 計画策定検討部会 (H 27.5.1)	・越谷市教育振興基本計画策定基本方針及び今後のスケジュール等について協議
	第2回計画策定検討部会 (H 27.5.19)	・「第2期越谷市教育振興基本計画骨子(案)」について協議
6月	第2回計画策定委員会 (H 27.6.3)	
	教育委員会所管の各審議会等からの 意見聴取 (6月中)	・12の審議会等から「第2期越谷市教育振興基本計画骨子(案)」に関する意見を聴取
7月	定例教育委員会会議 (H 27.7.23)	・「第2期越谷市教育振興基本計画骨子」について協議・決定
8月	第3回計画策定検討部会 (H 27.8.12)	・「第2期越谷市教育振興基本計画素案」について協議
	第3回計画策定委員会 (H 27.8.28)	
9月	教育委員会所管の各審議会等からの 意見聴取 (9月中)	・12の審議会等から「第2期越谷市教育振興基本計画素案」に関する意見を聴取
	定例教育委員会会議 (H 27.9.30)	・「第2期越谷市教育振興基本計画素案」について協議
10月	政策会議 (H 27.10.16)	
	定例教育委員会会議 (H 27.10.22)	・「第2期越谷市教育振興基本計画素案」について協議・決定
11月	第2回総合教育会議 (H 27.11.16)	・「第2期越谷市教育振興基本計画素案」について、市長と教育委員で意見交換を実施
12月	意見公募手続き(パブリックコメント) の実施 (H 27.11.18 ~ 12.17)	・広報こしがや、教育だより、ホームページなどによる周知のほか、市内32カ所の市施設・教育機関(大学等含む)にて意見を公募
平成28年 1月	教育委員会所管の各審議会等からの 意見聴取 (1月中)	・12の審議会等から「第2期越谷市教育振興基本計画(案)」に関する意見を聴取
	第4回計画策定検討部会 (H 28.1.13)	・「第2期越谷市教育振興基本計画(案)」について協議
2月	第4回計画策定委員会 (H 28.2.1)	
	第3回総合教育会議 (H 28.2.12)	
	定例教育委員会会議 (H 28.2.18)	・「第2期越谷市教育振興基本計画」の原案について議決
3月	第2期越谷市教育振興基本計画決定 (H 28.3.1)	・計画について市長決裁(正式決定)

8 用語説明

行	用語	説明	ページ
あ	アナフィラキシー	重篤で生命に危険を及ぼす全身性のアレルギー反応で、皮膚粘膜、呼吸器、循環器など様々な臓器で様々な症状を起こします。特に血圧が低下し、意識の状態も低下を認めたりするような場合を、アナフィラキシーショックと呼びます。	52
か	学習指導要領	それぞれの教科や教育活動を、どの学年でどのように指導するか、という基本的な事項を国が示したものです。小中学校では地域や学校の実態、児童生徒の発達と特性を考慮したうえで、学習指導要領にしたがって教育を行います。	17, 44, 52
	学校応援団	学校の様々な活動にボランティアとして協力する保護者や地域住民の活動組織のことです。	22, 54, 59
	学校図書館運営ボランティア	学校図書館の運営をサポートする、保護者、地域住民のボランティアの方です。	25, 43, 68
	家庭の教育力	親が子どもに家庭内で、言葉づかいや規律ある生活習慣、コミュニケーション方法など、自立して生きていくうえで必要な事柄を身に付けるための支援をすることです。	64
	教育研究員	市内小中学校の教職員のうちから選ばれた研究員が、市全体の教育力を高めるために、学校教育に関する基礎的な研究や実践的な研究を行います。	58
	キャリア教育	勤労観・職業観を身に付けるとともに、主体的に自己の進路を選択・決定する能力を育む教育です。	43
	こしがや環境サポーター	地域における環境に優しい取り組み（エコ活動）の普及・啓発をするために、環境イベントへの参加や各学校で行っている環境学習への支援等を行っていただいている方です。	45
	越谷市いじめ防止基本方針	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の施行に伴い、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成27年3月に策定した基本方針です。	50
	越谷市公共施設等総合管理計画	本市では、小中学校や体育施設などをはじめとした公共施設の老朽化が問題となっており、今後の公共施設の管理について長期的視点から総合的に対応策を検討するために策定した計画です。計画期間は平成27年度から平成42年度です。	11
越谷市ネットパトロール	インターネットを介したいじめ等の早期発見・対応・解決のため、中学校におけるインターネット上の問題のある書き込みをチェックし、必要に応じて削除するなどの措置を、業者委託により市独自で行っています。	43, 51	

行	用語	説明	ページ
さ	サイエンスボランティア	越谷市科学技術体験センターで、実験・工作体験、サイエンスショー等の事業のお手伝いを行ってくれるボランティアの方です。	25, 66
	埼玉県家庭教育アドバイザー	子育てに関する不安や悩みをもつ親などに対してアドバイスや相談活動を行う「子育てアドバイザー」と、親が親として育ち、教育力を身に付けるための学習や将来、親になる中学生・高校生への親になるための学習を支援する「親の学習指導者」の双方の活動を行うことができる方のことです。	64
	自己肯定感	「自分は大切な存在で、誰かに必要とされている」といった、自らの価値や存在意義を肯定できる感情のことです。	19, 47, 49, 56
	持続可能な社会	資源の循環を図りながら、生態系だけでなく環境・経済・人間社会の三要素が世代を越えてバランスの取れた社会のことです。	9, 45
	生涯学習リーダー・ボランティア養成講座	生涯学習に関する講座等でリーダーとして活動している方や活動を始めたい方を対象に、講師、アドバイザー、ボランティア活動等についての知識の習得や資質の向上を図るために開催している講座です。	64
	障がい者スポーツ指導員	市が主催する「障がい者スポーツ教室」において、講師として参加者の指導を行う、資格をもった指導員です。本市では、平成23年度から障がい者スポーツ指導員を養成しながら教室を開催しています。	31
	小中一貫教育	学力の向上、いわゆる「中1ギャップ」の解消、自己肯定感の高揚を目的として、義務教育9年間を見通した小学校と中学校の学びの連続性・一貫性を重視した教育活動です。	2, 16, 17, 44, 56
	情報モラル教育	インターネットなどを介したトラブルに子どもたちが巻き込まれないよう、インターネットや情報端末を正しく有効に利用し、自らトラブルを回避できる能力を身に付けられるよう行う教育のことです。	17, 43, 51
	情報リテラシー	コンピューターなどの情報機器等を活用して、情報・データを管理、活用する能力のことです。	11
	食育	自ら食について考える習慣を身に付け、生涯を通じて健全な食生活を実現できるよう、食品の安全性や栄養、食文化等、食に関する様々な知識を身に付けるための取り組みを指します。	19, 47, 53, 90
	新体力テスト	平成11年に、それまでのスポーツテストを全面的に見直し導入された、文部科学省が実施する体力・運動能力テストです。	19
	スクールカウンセラー	中学校に配置され、学校生活などに悩みや不安をもつ生徒や保護者に対し、カウンセリングや助言などを行い心のケアをする専門職のことです。	50

行	用語	説明	ページ
さ	スクールソーシャルワーカー	児童生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、家庭訪問をしたり医療機関や児童相談所などの関係機関と連携をとったりするなど、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職のことです。	18, 50
	スポーツ安全保険	アマチュアのスポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動、指導活動などを行う社会教育関係団体の活動中に起きた事故に対する補償制度で、公益財団法人スポーツ安全協会が加入窓口となっています。	75
	スポーツ推進委員	スポーツ基本法で規定されている公的な社会体育指導者です。教育委員会が委嘱してスポーツ振興のため、スポーツに関する指導・助言を行います。(任期2年)	79, 85, 86
	スポーツボランティア	市または教育委員会が主催・後援するスポーツ・レクリエーションイベントの運営のお手伝いを行ってくれるボランティアの方です。	29, 78, 92
	スポーツリーダーバンク	市民スポーツ活動の促進を図るため、スポーツ活動指導者を登録し、地域、各種団体、スポーツクラブ等の派遣要請に対し、指導者を派遣する制度です。	29, 79, 92
	生活習慣病	糖尿病・脂質異常症・高血圧症・脳卒中・心臓病・高尿酸血症など、生活習慣(食事習慣、運動習慣、肥満、喫煙、飲酒など)が主な発症原因であると考えられている疾患の総称です。	52, 76
	生物多様性子ども調査	越谷市の環境の状況について知るため、市立小学校30校で児童がビオトープ周辺のトンボの生息状況を調べる、平成24年度から始めた市独自の生物指標調査です。	16, 17, 45
	世界寺子屋運動	世界中のすべての子どもたちが学校に通えるようになることや、成人女性の識字率が向上することを目標に、「学びの場＝寺子屋」で読み書きや算数を学べるように、教育の機会を提供する運動です。	83
	総合型地域スポーツクラブ	地域の住民が主体的に運営し、子どもから高齢者まで様々な人が、種目や年齢にかかわらずだれもが自由に活動するスポーツクラブのことです。	78
	総合的な学習の時間	各学校が、地域や学校、児童生徒の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や児童生徒の興味・関心等に基づく学習など、創意工夫を活かした教育活動を行う授業です。	43
た	確かな学力	知識や技能はもちろんのこと、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたものです。	6, 7, 41, 42, 44

行	用語	説明	ページ
た	中1ギャップ(小1プロブレム)	小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、いじめ事案や不登校生徒が増加したりする現象のことです。 なお、小学校入学直後の児童に見られる、授業中に騒いだり、歩き回ったりする問題行動のことを小1プロブレムといいます。	56
	中核市	人口20万人以上などの条件を満たし、国から指定を受けて指定都市に次ぐ権限が移譲された自治体です。本市は、平成27年4月から中核市に移行しました。	2, 13, 20, 21, 58
	通級指導教室	通常の学級に在籍する、比較的軽度の障がいがある児童生徒に対して、障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室です。なお、各教科の学習は通常の学級で行います。	55, 56
	適応指導教室	様々な理由により、学校を長期で欠席している児童生徒に対し、本人の状態に応じた学習や相談を行うことで、学校への復帰を支援するための教室です。本市では、適応指導教室「おあしす」が市内に3教室あります。	18, 50
	特別支援教育	障がいのある児童生徒に対して、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服できるよう、必要な支援を行う教育のことです。	13, 16, 17, 20, 21, 55, 56, 90
な	日本語指導員	日本語の指導を必要とする外国籍の児童生徒などが、学校生活や学習活動に支障をきたさないように、各学校に指導員を配置し日本語の指導を行っています。	20, 56
	ニュースポーツ	競技性にこだわらず、気軽にだれでも楽しく参加できることを目標としたスポーツで、代表的なものとしてはグラウンドゴルフや、カーリングを室内で行えるよう考案されたユニカールなどがあります。	85
は	バリアフリー化	日常生活で支障となる物理的な障壁(段差など)を解消することです。また、精神的な障壁を取り除く意味でも用いられます。	20, 21, 57, 90
	ビオトープ(学校)	学校の敷地内に設けた、在来生物がありのままの姿で生息する空間のことです。環境教育の教材として活用されています。	45
ま	埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財のことで、貝塚・集落跡などの遺跡や、土器・石器・木製品などの遺物がこれにあたります。	72

行	用語	説明	ページ
ら	ライフステージ	乳幼年期、少年期、青年期、成人期、高齢期など、人の一生におけるそれぞれの段階のことを指します。	58, 64
	レファレンスサービス	図書館が、利用者の調査・研究のために支援や回答を行うサービスのことを、レファレンスサービスといいます。	67
わ	ワーク・ライフ・バランス	「仕事」と、育児や趣味、学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。	10
A	ALT(語学指導助手)	日本人外国語担当教職員の助手として児童生徒に外国語の指導にあたる方のことです。なお、ALTは、Assistant Language Teacher の略語です。	46
I	ICT(情報通信技術)	情報や通信に関する技術の総称を指します。なお、ICTは、Information and Communication Technology の略語です。	3, 11, 16, 17, 20, 21, 42, 43, 57, 90
P	PDCAのマネジメントサイクル	計画(Plan)、実行(Do)、点検・評価(Check)、改善(Action)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法です。	15, 59, 89



蒲生第二小学校 2年 ^{うえたけ} ^{みお} 植竹 美央
 「ザリガニさんとたのしくあそぼう」
 ざりがにさんとおにごっこやダンスをして、
 いっしょに楽しくあそべたらいいなと思っ
 て、この絵をかきました。



南越谷小学校 5年 ^{きとつ} ^{ひろやす} 佐藤 弘康
 「近未来型都市越谷」

環境のことを考えた、自然と人間が共存できるような緑ゆたかな町を想像して描きました。

9 市の憲章と各種宣言

越谷市民憲章

(昭和 53 年 11 月 3 日制定)

わたしたちは、越谷市民であることに誇りと責任を持ち、水と緑と太陽に恵まれた豊かなまちを築くため、限りない願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

1. 教養を豊かにし、人間性あふれる文化のまちをつくります。
1. きまりを守り、信じあい心豊かな明るいまちをつくります。
1. 自然を愛し、お互いに助けあい、きれいなまちをつくります。
1. 健康で楽しく働き、明るいスポーツのまちをつくります。

越谷市子ども憲章

(平成 10 年 11 月 3 日制定)

水と緑と太陽に恵まれた越谷市の未来を担うわたしたちは、夢と誇りを持ち、みんな仲良く助け合って生きていくことを誓い、ここに「越谷市子ども憲章」を定めます。

- | | |
|----|------------------------------------|
| 自立 | わたしたちは、互いに認め励まし合い、自分の道を歩んでいきます。 |
| 責任 | わたしたちは、礼儀正しく、きまりを守り、責任を持って行動します。 |
| 健康 | わたしたちは、生命を大切に、明るく、たくましく生きていきます。 |
| 感謝 | わたしたちは、思いやりの心と、“ありがとう”の気持ちを持ち続けます。 |
| 環境 | わたしたちは、自然や文化を大切に、環境にやさしくします。 |

越谷市福祉憲章

(平成 11 年 9 月 15 日制定)

わたしたち越谷市民は、生涯にわたって、すこやかに、いきいきと、人間らしく、川の流れるこの豊かなまちに、安心して暮らせることを願っています。

そのためには、個人、家庭、地域、企業、行政などが、しっかりと手をたすさえ、知恵をだしあい、それぞれの役割を自覚し、責任を果たしていかなければなりません。

すべての市民が、ふるさとと実感でき、愛着のもてる福祉のまちをめざして、この憲章を定めます。

ともに生きよう かけがえのない あなたのいのち 明日に向けて みんなでつくろう やさしいまちを
ともにつなげよう あなたのちから わたしの経験 知恵をだしあい みんなで築こう 住みよいまちを
ともにかけあおう ほほえみと 思いやり 手をとりあって みんなで育てよう ふれあいのまちを
ともに高めよう すこやかな ところと体 明るい家庭 みんなで愛そう ふるさとのまちを

安全都市宣言

(昭和 37 年 3 月制定)

最近における産業、経済、文化の発展と交通量は極度に増加し、交通事故が頻発して大きな社会問題となっている。また火災の発生も文化生活の向上、暖房用火器具類の発達普及に併行して増加の傾向にある。よって全市民とともに安全都市造成の理想を達成するため「安全都市」とすることを宣言する。(抜粋)

スポーツ・レクリエーション都市宣言 (昭和 49 年 9 月 26 日制定)

水と緑と太陽に恵まれた私たちのまち、越谷市も、急激な開発と人口増加により、美しい自然と生活様式に大きな変化がもたらされました。

私たちは、いつも美しい自然にあふれ、健康で明るく人間性豊かなまち越谷市でありたいと思います。

私たちは、ひとりひとりが生涯をとおしてスポーツ・レクリエーションを親しみ、健康でたくましい心とからだをつくるとともに、さらに市民の交流を深め、連帯感に支えられた明るく豊かな住みよいまちを築くことを誓い、次の目標をかかげて越谷市を「スポーツ・レクリエーション都市」とすることをここに宣言します。

- すべての市民がスポーツ・レクリエーションを楽しみましょう。
- すべての市民が力を合わせてスポーツ・レクリエーションのできる場をつくりましょう。
- すべての市民がスポーツ・レクリエーションに進んで参加しましょう。
- すべての市民が身近にスポーツ・レクリエーションのできる仲間をつくりましょう。

文化都市宣言 (昭和 58 年 11 月 3 日制定)

清らかな川の流れと豊かな緑、青い空。

昔から水郷こしがやとして親しまれてきた

わたしたちの郷土は、先人達が遺(のこ)してくれた

かけがえのないふるさとである。

わたしたちは、

先人から受け継いだ恵みを守り、はぐくみ、

さらに、人間愛に満ちた

ゆとりと潤いと安らぎのある文化のまちを創(つく)って

次の世代に引き継いでいこう。

みんなで心と力をあわせて、

わがまち越谷 と だれもが誇れるまちづくりをすすめ、

生涯を心豊かに過ごせるような市民生活を築いていこう。

市制 25 周年にあたり、

越谷市を「文化都市」とすることを宣言する。

平和都市宣言 (平成 20 年 11 月 3 日制定)

わがまちは、古くから「水郷こしがや」として親しまれてきた水と緑と太陽に恵まれた美しいまちであります。

そして、このかけがえのない自然と明るく平和な暮らしは、越谷市民すべての願いであります。

わが国は、先の大戦による戦禍にみまわれ、世界で唯一の被爆国として、尊い命や貴重な財産を失ってきました。この戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさを後世に伝えていかなければなりません。

わたしたちは、未来に向けて平和で豊かな社会を築き、美しい自然環境を新しい世代に引き継ぐため、人類共通の願いである世界の恒久平和実現を希求し、市制施行 50 周年を期して、ここに平和都市宣言をいたします。

◆表紙の絵

大間野小学校 5年 ^{きむら}木村 ^{りん}璃音
「 自然いっぱい 未来の越谷 」

自然がいっぱいある越谷になってほしいと思いました。空気をよごさない車や花の乗り物があります。

◆裏表紙の絵

平方小学校 6年 ^{はしもと}橋本 ^{りか}梨花
「 眼鏡の中の夢の越谷 」

これからの未来は、若い人からお年寄りまで、元気で仲良く、平和に暮らしてほしいという思いを眼鏡の中に表しました。

いきいきとだれもが夢に向かって輝く 越谷教育プラン

— 第2期越谷市教育振興基本計画 —

(計画期間：平成28年度～平成32年度)

編集・発行：越谷市・越谷市教育委員会

住所：〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

TEL：048-964-2111(代)

H P：https://www.city.koshigaya.saitama.jp/

発行年月：平成28年3月

